

ちかくサービス利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、当社が別途定める Xi サービス契約約款（以下「契約約款」といいます。）のほか、この「ちかくサービス利用規約」（以下「本規約」といい、以下契約約款と本規約を併せて「本規約等」といいます。）を定め、本規約等により「ちかくサービス」の利用権限等を提供します。

第1条 （規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に契約約款とともに適用されます。本規約等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第2条 （用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのない用語の意味は、契約約款に定める用語の意味に従うものとします。

- ① Xi 契約： 契約約款に定める Xi 契約をいいます。
- ② Xi 契約者： 契約約款に定める Xi 契約者をいいます。
- ③ 本サービス契約： 当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約をいいます。
- ④ 本サービス契約者： Xi 契約者のうち、当社との間で本サービス契約を締結した者をいいます。
- ⑤ 本サービス： 当社が本サービス契約者に対して提供する、対象サービスに関する本ライセンス及びこれに付随する各機能をいいます。
- ⑥ 本利用料： 本サービス契約者が Xi 契約及び本サービス契約に基づくサービスの利用の対価をいいます。
- ⑦ 本ライセンス： 本サービス契約に基づき当社が本サービス契約者及び本サービス契約者が指定する者（以下総称して「本サービス契約者等」といいます。）に対して付与するもので、本利用料を支払うほかは、対象サービス提供者への別途の料金の支払いを要することなく、対象サービスを対象サービス利用契約に基づき、日本国内において本サービス契約の契約期間中継続的に利用することができる権利をいいます。
- ⑧ 本サービスサイト： 本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<<https://www.docomo.ne.jp/service/chikaku/>>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め

(本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。)も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。

- ⑨ 対象サービスアプリ：対象サービスで提供される各種機能の利用を可能とする、対象サービス専用のアプリケーションソフトウェアをいいます。
- ⑩ 対象サービス：対象サービス提供者が「ちかく」との名称（対象サービス提供者がその名称を変更した場合は、変更後の名称とします）で提供する、対象サービスに対応したテレビに接続する機器（以下「対象サービス専用デバイス」といいます。）の設置者（以下「設置者」といいます。）と当該対応デバイスとを関連付けた特定のスマートフォンを使用される方（以下「ユーザー」といいます。）の間のテレビ電話システムによる通話や、対象サービス専用デバイスを通じてユーザーによる設置者の見守りを実現するサービスをいいます。月の累計テレビ電話時間が180分を超過すると音声通話のみになります。
- ⑪ 対象サービス提供者：株式会社チカクをいいます。
- ⑫ 対象サービス利用契約：本サービス契約者等が対象サービス提供者から対象サービスの提供を受けるための契約で、対象サービス提供者が別途定める「NTTドコモとの契約の一環として提供されるちかくサービスに適用される利用規約」（対象サービス提供者がその規約の名称を変更した場合は、変更後の規約の名称とし、以下「ちかく利用規約」といいます。）に基づき本サービス契約者等と対象サービス提供者との間で締結される契約をいいます。

第3条 （本サービスの内容等）

- (1) 当社は、本規約に基づき、本サービス契約者等に対して本ライセンスを付与します。
- (2) 本サービス契約者等が、前項に基づき付与された本ライセンスを利用して、対象サービス提供者から対象サービスの提供を受けるためには、当社又は対象サービス提供者所定の手続に従い、対象サービス利用契約に基づき対象サービス提供者との間で対象サービス利用契約を締結することが必要です。なお、対象サービス利用契約は、本サービス契約者等と対象サービス提供者との間で直接成立するものであり、当社は、本サービス契約者等と対象サービス提供者との間の対象サービス利用契約に関する事項については責任を負いません。
- (3) 本サービス契約者が、本サービス及び本サービスを通じて対象サービスをご利用いただくには、当社が別に定める「dアカウント規約」に基づき当社から当社回線dアカウント（以下「ドコモ回線dアカウント」といいます。）の新規発行を受けることが必要です。
- (4) 本サービス及び本サービスを通じた対象サービスのご利用には、ユーザーが利用する本サービスに対応したスマートフォンなどの機器（以下「対応デバイス」といいます。）

ます。)、及び対象サービスに対応した、テレビに接続する対象サービス専用デバイスが必要です。なお、対応デバイスであっても、機種によっては一部の機能をご利用いただけない場合があります。また、本ライセンスを利用して提供を受けることができる対象サービスは、本サービス契約者にあらかじめ通知されることなく、対象サービス提供者により、その内容及び仕様が変更され、それらの提供が停止又は中止される場合があります。

- (5) 本サービスを利用するために必要な対応デバイスの回線、その他これらに付随する機器のすべてについて、自己の責任と費用において準備および設定するものとします。
- (6) 前各項に定める他、対象サービスのご利用条件については対象サービス利用契約の定めるところによるものとし、当社は、対象サービスについて、動作保証、品質保証を含め、その正確性、有用性、完全性、即時性その他対象サービス提供の継続等について保証しません。また、対象サービスの利用もしくは利用できなかったことに関して本サービス契約者等に損害が生じたとしても、当社は責任を負いません。
- (7) 本サービス、対象サービス及び対象サービスアプリにかかる著作権その他の知的財産権等のすべての権利は当社又は対象サービス提供者に帰属するものとし、第1項に基づく当社による本ライセンスの付与及び第2項に基づく対象サービス提供者による対象サービスの提供は、本サービス契約者に対していかなる権利の譲渡又は移転を認めるものではありません。
- (8) 本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は、契約約款の営業区域に関する定めにかかわらず日本国内とします。
- (9) 本サービスに関して本規約及び対象サービス利用契約との間に矛盾が生じたときは、本規約が優先して適用されます。

第4条 （本サービス契約の成立）

- (1) 本サービスの利用を希望する Xi 契約者（以下「申込者」といいます。）は、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定の場所および方法により、本サービス契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者又は本サービス契約の締結にその保佐人若しくはその補助人の同意を要する旨の家庭裁判所の審判を受けている被保佐人若しくは被補助人である場合は、本サービス契約の申込みについて、それぞれ法定代理人（親権者若しくは未成年後見人又は保佐人若しくは補助人）の事前の同意を得るものとします。
- (2) 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類

の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。

- (3) 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
- ① 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - ② 申込者が未成年者又は本サービス契約の締結にその保佐人若しくはその補助人の同意を要する旨の家庭裁判所の審判を受けている被保佐人若しくは被補助人である場合は、その法定代理人（親権者若しくは未成年後見人又は保佐人若しくは補助人）の同意を得ている事実を当社が確認できないとき。
 - ③ 申込者が第6条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。
 - ④ 申込者が過去に不正利用等により本サービス契約の解除又は本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
 - ⑤ 申込者が本規約等に定める本サービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - ⑥ 申込者が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。
 - ⑦ その他、Xi 契約の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款に定める事由に該当するとき。
- (4) 本サービス契約は、当社が第1項に基づく申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとします。

第5条 （本利用料等）

- (1) 本利用料は、月額 1,980 円（税込）です。本利用料にはデータ通信料も含まれません。なお、当月にご利用されたデータ通信量が 5GB を超えた場合、当月末までの通信速度は送受信時最大 128kbps となります。
- (2) 本利用料は、本サービス契約成立後に、当社又は当社の委託先が、本サービス契約者が指定する場所へ対象サービス専用デバイスを発送する準備を完了した日から発生します。当該日が暦月の初日以外の日にあたる場合、当該日の属する月の本利用料については日割り計算します。なお、月途中で本サービス契約が終了した場合には本利用料は日割り計算をしません。本利用料は、次の各号に定める方法で本サービス契約者が当社に支払うものとします。
- ① 本利用料は後払いとなります。
 - ② 各月の本利用料は、契約約款その他当社が別途定める方法によりお支払いいただきます。
 - ③ 本規約に別段の定めがある場合を除き、本サービス利用料の請求、支払いについては契約約款の定めを準用します。

- (3) 本サービス契約者等が対象サービス専用デバイスの SIM を取り付けた他のデバイスにて SMS を利用した場合、本サービス契約者は当社が以下の表に基づき算定した送信料金を、前項に定める方法で本利用料とは別に当社に支払うものとします。

送信文字数	1回あたりの料金	
	SMS (国内)	国際 SMS
1～70 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	3 円 (税込 3.3 円)	50 円
71～134 文字 (半角英数字のみの場合 161～306 文字)	6 円 (税込 6.6 円)	100 円
135～201 文字 (半角英数字のみの場合 307～459 文字)	9 円 (税込 9.9 円)	150 円
202～268 文字 (半角英数字のみの場合 460～612 文字)	12 円 (税込 13.2 円)	200 円
269～335 文字 (半角英数字のみの場合 613～765 文字)	15 円 (税込 16.5 円)	250 円
336～402 文字 (半角英数字のみの場合 766～918 文字)	18 円 (税込 19.8 円)	300 円
403～469 文字 (半角英数字のみの場合 919～1071 文字)	21 円 (税込 23.1 円)	350 円
470～536 文字 (半角英数字のみの場合 1072～1224 文字)	24 円 (税込 26.4 円)	400 円
537～603 文字 (半角英数字のみの場合 1225～1377 文字)	27 円 (税込 29.7 円)	450 円
604～670 文字 (半角英数字のみの場合 1378～1530 文字)	30 円 (税込 33 円)	500 円

※国際 SMS には消費税は加算されません。

- ・電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合、当社の設備に蓄積した SMS は、一定期間経過後、消去します。
- ・上記の他、利用の中止があったときは、既に蓄積されている SMS が消去されることがあります。
- ・消去された SMS を復元することはできません。
- ・SMS 送信できる文字数には当社が定める上限があります。

- (4) 当社は、当社が適当と判断した場合（本規約第 17 条の規定で認められる範囲に限ります）本利用料及び前項の送信料金を改定する場合があります。この場合、当社は、本規約第 17 条の規定に従って、本規約を変更します。

第6条 (禁止事項)

本サービス契約者等は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ② 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ③ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ④ 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為。
- ⑤ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ⑥ 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ⑦ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ⑧ 本サービスを利用可能地域以外の地域で利用する行為。
- ⑨ ドコモ回線 dアカウント等を不正に使用する行為。
- ⑩ 対象サービスアプリ等について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、対象サービスアプリ等を本サービスの利用に必要な範囲を超えて利用し、又は使用する行為。
- ⑪ 対象サービスアプリ等について、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為。
- ⑫ 対象サービスアプリ等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為。
- ⑬ 当社又は対象サービス提供者の定める手順に反する方法で対象サービスアプリをインストールし、使用する行為。その他、対象サービスアプリを、アプリ使用条件に反する方法又は反するおそれのある方法で利用し、又は使用する行為。
- ⑭ 契約約款に基づき Xi 契約者に課せられる義務に違反する行為、又はそのおそれのある行為。

- ⑮ その他本規約又はちかく利用規約に違反する態様により対象サービスを利用し、又は使用する行為。
- ⑯ その他当社が不適切と判断する行為。

第7条 (お客さま情報の取扱い)

- (1) 当社は、お客さま情報の取扱いについて、別途当社の定める「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。なお、本サービス契約者は、当社が別に定める「5G・Xi・FOMA/請求情報等の第三者提供」「5G・Xi・FOMA/料金未払いに関する第三者提供」「5G・Xi・FOMA/迷惑メール等送信行為に関する第三者提供」「5G・Xi・FOMA/利用停止回線に関する第三者提供」「5G・Xi・FOMA/国際電気通信事業者への第三者提供」「5G・Xi・FOMA/犯罪防止のため第三者提供」「所在国識別情報の第三者提供」「ちかく/お客さまに関する情報の第三者提供」「ちかくサービス利用に伴う第三者提供」「ちかく/請求情報等の第三者提供」に同意する必要があります。
- (2) 対象サービス提供者における本サービス契約者に関する情報は、対象サービス提供者プライバシーポリシーに基づき取り扱われるものとします。
- (3) 当社は、次の各号に掲げる情報をそれぞれ当該各号に掲げる第三者から提供を受ける場合があります。
 - ① 対象サービス専用デバイスの SIM の回線電話番号等お客さまの契約に関する情報：株式会社チカクから提供を受けます。

第8条 (利用中止)

- (1) 当社は、契約約款に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断し、本サービス契約者等による本サービスの利用を中止させることがあります。
 - ① 地震、津波、台風、落雷等の天災地変、火災、サイバー攻撃、感染症、伝染病、戦争、暴動、内乱、騒乱、テロ行為、禁輸措置、法令又は規則の制定・改廃、公権力による命令・処分等の政府による行為、争議行為、交通機関の障害その他の国内外で生じた不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - ② 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - ③ 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - ④ 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - ⑤ 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
- (2) 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービス

の利用の制限等を行うことができるものとします。

第9条 (利用停止)

(1) 当社は、契約約款に定める場合のほか、本サービス契約者等が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、事前に本サービス契約者等に通知または周知せずに、本サービス契約者等による本サービスの全部又は一部の利用を中断または停止することができるものとします。

- ① 第4条（本サービス契約の成立）第3項各号のいずれかに該当するとき。
- ② 第6条（禁止事項）に違反したとき。
- ③ 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
- ④ 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
- ⑤ その他本規約等に違反したとき。

その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(2) 当社は、前項に基づき本サービスの利用または提供を停止し、または中断した場合であっても、本サービス利用料の減免等を行わず、また当該停止または中断により本サービス契約者等に損害が生じた場合であっても、その責任を負いません。

第10条 (本サービス契約者が行う本サービス契約の解約)

本サービス契約者は、本サービス契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、本サービス契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続が完了した旨を解約申込画面を通して本サービス契約者に通知した時点で本サービス契約は終了するものとします。

第11条 (当社が行う本サービス契約の解除)

当社は、契約約款に定める場合のほか、本サービス契約者等が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、本サービス契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ① 本サービス契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- ② 第6条（禁止事項）に違反したとき。
- ③ 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- ④ 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- ⑤ 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。

- ⑥ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

第12条 (本サービス契約の終了)

本サービス契約者と当社との間の本サービスに係る Xi 契約が終了した場合又は本サービスが廃止された場合は、当該終了又は廃止の時点をもって本サービス契約も自動的に終了するものとします。なお、対象サービス利用契約の解除や、対象サービスを対応デバイスで利用するための ID の削除のみでは本サービス契約は終了しません。本サービス契約を終了する場合は、必ず当社指定の手続きにて本サービス契約を終了する必要があります。

第13条 (本サービスの廃止)

- (1) 当社は、当社の都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法等により、本サービス契約者に対してその旨を 30 日前に周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって本サービス契約は自動的に終了するものとします。
- (2) 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより本サービス契約者等に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第14条 (損害賠償の制限)

- (1) 当社は、本サービスもしくは対象サービス（対象サービスアプリを含みます）の全部もしくは一部の利用の停止、提供の中断もしくは停止または提供の廃止等、ならびに本規約等の変更、本サービス契約の解約および終了等によって本サービス契約者等が損害を被った場合でも、責任を負いません。
- (2) 前項の場合以外の場合において、当社が本サービス契約者に対して損害賠償責任を負うときであっても、当社が本サービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、かつ、1 か月分の本利用料（本サービス契約者が当該料金を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金額とします。）を上限とします。
- (3) 当社の故意又は重大な過失により本サービス契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

第15条 (通知)

- (1) 当社は、本サービスに関する本サービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。

- ① 本サービス契約者が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - ② 本サービス契約者が契約約款に基づき利用されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - ③ 本サービス契約者がドコモ回線 d アカウントとして利用されている連絡先メールアドレス（連絡先メールアドレスが複数登録されている場合において、本サービス契約者が専用サイトにて「代表連絡先メールアドレス」としてご指定した連絡先メールアドレス（当該指定がなされていない場合には、ドコモが別途専用サイトなどにおいて「代表連絡先メールアドレス」として定めるメールアドレスとします）を含みます）への電子メールによる通知
 - ④ その他当社が適当と判断する方法
- (2) 前項各号に掲げる方法による本サービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- (3) 当社は、第(1)項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する本サービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知が本サービス契約者に対してなされたものとみなします。

第16条 （残存効）

本サービス契約が終了した後も、第7条（お客さま情報の取扱い）、第14条（損害賠償の制限）及び第18条（契約約款の適用）の定めはなお有効に存続するものとします。

第17条 （規約の変更）

当社は、本サービスサイト上に掲載する方法によって、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本サービス契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。

- ①本規約の変更が、本サービス契約者の一般の利益に適合するとき
- ②本規約の変更が、本サービス契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

第18条 （契約約款の適用）

本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが

適用されるものとします。

附則

本規約は、2024年5月7日から実施します。